

第10章 自然環境保全対策

第1節 自然環境の現況

大阪の市街地は、人口と産業の集中により急速に拡大し、市街化の波は平野部のみならず大阪を囲む北摂連山、金剛生駒及び和泉葛城の山麓にまで及びつつある。

この結果、昭和40年から昭和49年までの10年間に府域の耕地面積は約13,800ヘクタール、林野面積は4,500ヘクタール減少している。

このような開発は、府域の緑を減少させたばかりでなく、そこに生息する野生動物にも少なからぬ影響を与えている。野鳥についてみると、府域で見られるのは約270種類であるが、その生息分布は府下を25ブロックに分け、比較的野鳥が多く生息すると思われる36カ所の調査地点で野鳥の数を実測した結果、最多地点は堺市中百舌鳥であり、逆に最も少なかった地点は能勢町の妙見奥の院である。

府下における環境保全区域、鳥獣保護区等の禁猟区の昭和50年度末の状況は表3-10-1及び表3-10-2のとおりである。

表3-10-1 府下の環境保全区域

(昭和51年3月31日現在)

近郊緑地 保全区域	風致地区	鳥獣保護区	国定公園	保安林
33,532 ^{ha}	3,292 ^{ha}	8,584 ^{ha}	11,708 ^{ha}	9,346 ^{ha}

(注) 近郊緑地保全区域等の面積には、相互にそれぞれ面積の重複がある。

表3-10-2 鳥獣保護区等の設定状況

(昭和51年3月31日現在)

区 分	地区数等		面 積
	地 区 数		
鳥 獣 保 護 区	国 設	2	国 設 835 ^{ha}
	府 設	11	府 設 7,749
休 猟 区		4	3,351
銃 猟 禁 止 区 域		27	9,681

第2節 自然環境保全対策の推進

第1 法律、条例による規制

1 規制の強化

国定公園にあっては、その風致を維持するため公園内の工作物の新築又は増改築については、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき、知事の許可を要し、また、近郊緑地保全区域にあっては、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため、区域内の工作物の新築又は増改築、宅地造成、土石採取については、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき、知事に対する届出を要する。

昭和50年度におけるこれらの法律に基づく工作物の新築、増改築等の許可及び届出の受理の状況は表3-10-3のとおりである。

一方、残り少ない府下の自然環境を開発行為による破壊から守り、更に自然の回復を図るため自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の制定に伴い、昭和48年3月、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）を制定し、同条例に基づいて定めた大阪府自然環境保全条例第31条及び附則第2項の自然環境に影響を及ぼす行為等を定める規則（昭和48年大阪府規則第107号）により自然環境に影響を及ぼすゴルフ場の建設、住宅地の造成等を行おうとする者は知事と自然環境の保全と回復に関する協定を締結しなければならないものとし、開発行為に厳しい規制を加えることとした。昭和50年度におけるこの協定の締結状況は表3-10-4のとおりである。

なお、鳥獣保護については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）により、狩猟免許等の適正を期すことにより鳥獣資源の保護に努めている。

表3-10-3 国定公園等における工作物の新築等の許可・届出状況（昭和50年度）

種別		区分	国定公園	近郊緑地 保全区域
建 工	築 作	物 物	の の	新 築
87	件			113 件
建 工	築 作	物 物	の の	改 築
4				1
工 作	物	の		増 築
7				18

種 別	区 分	国 定 公 園	近 郊 緑 地 域 保 全 区
土 地 の 形 状 変 更 工 作 物 の 新 築		22 件	28 件
土 地 の 形 状 変 更		12	12
土 石 の 採 取		11	45
合 計		143	217

表3-10-4 府自然環境保全条例に基づく協定締結状況（昭和50年度）

行 為 名	処 理 区 分	締 結 済	事 前 協 議 中	合 計
ゴ ル フ 場 の 建 設		3 件	9 件	12 件
住 宅 地 の 建 設		36	25	61
事 務 所 又 は 事 業 所 の 敷 地 の 造 成		6	8	14
レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 の 敷 地 の 造 成		0	7	7
墓 地 の 造 成		2	1	3
業 として 行 う 廃 棄 物 の 埋 立 処 分 (事 業 者 が 自 行 する も の を 含 む。)		4	10	14
業 として 行 う 土 石 の 採 取		36	37	73
合 計		87	97	184

2 監視体制の強化

自然公園及び近郊緑地保全区域を中心とする自然環境保全の監視体制の一環として、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員200名、また、鳥獣保護員24名及び狩猟監視員91名を任命し、環境庁自然保護局長から任命された自然公園指導員23名と併せて、府域における自然環境の保全と回復に関する監視、状況報告、自然保護思想の普及及び地域緑化の指導に当たっている。

3 休猟区等の設定

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図る鳥獣保護区、一定期間鳥獣の捕獲を禁止する休猟区及び危険防止のため銃器による鳥獣の捕獲を禁止する銃猟禁止区域を新設するとともに、その設定期間の更新を行った(表3-10-5)。

表3-10-5 休獵区等の設定状況（昭和50年度）

区 分	地 域	面 積	設 定 期 間	新設・更新 の 区 分	告 示 年 月 日
鳥獣保護区	妙見山	404 ^{ha}	昭50. 11. 1から 60. 10. 31まで	更 新	昭50. 9. 10
休 獵 区	太 子	360	50. 11. 15から 53. 11. 14まで	新 設	50. 9. 19
〃	熊 取	168	50. 11. 15から 53. 11. 14まで	〃	50. 9. 10
銃獵禁止 区 域	羽 曳 野 美 陵	250	50. 11. 15から 60. 11. 14まで	更 新	〃
〃	大 仙	537	〃	〃	〃
〃	箕 面 東	115	〃	新 設	50. 9. 19
〃	箕 面 西	193	〃	〃	〃
〃	豊 中 北	210	〃	〃	50. 9. 10
〃	豊 中 中	99	〃	〃	〃
〃	豊 中 南	78	〃	〃	〃
〃	吹 田	56	〃	〃	〃
〃	太 子 北	169	〃	〃	50. 9. 19
〃	太 子 南	246	〃	〃	〃

第2 自然環境の保全事業の実施

1 自然環境の現況等調査の実施

今後における自然環境の保全及び回復を推進していくための基礎資料を得ることを目的として、次のような調査を実施した。

- (1) 協定対象行為別標準姿図等作成（標準姿図、土石場模型）
- (2) 垂直カラー航空写真撮影（府下全域の緑の現況）
- (3) モザイク写真撮影（垂直カラー写真を利用して、必要な部分のみモザイク写真を作成）
- (4) 野生鳥獣の生息状況の調査（府下25ブロック、40カ所の時点調査）
- (5) 北生駒山系の国道163号沿いの土砂採取跡地の自然環境回復調査

2 国定公園等の管理及び整備

国定公園の管理事業としては、金剛生駒国定公園、明治の森・箕面国定公園及び東海自然歩道の有効利用を図るため、園路、標識等の補修を行い、整備事業としては、金剛山・伏見峠地区整備の一環としてピクニック広場整備工事、府営駐車場法面復旧工事を行ったほか、室池集団施設地区のうち広域園路の一部を整備した。

なお、府下市町村の自然公園等施設整備事業等に補助金を交付し、指導監督に努めるとともに、自然公園等の清掃作業の実施を茨木市ほか11市町村に委託し、自然公園の風致景観の保持に努めた。

3 緑化推進事業の実施

失なわれゆく自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然環境の回復に努めるため、クス、イチョウ、カイヅカイブキ、ツツジ、サツキ、サザンカ等の緑化樹を養成し、住民が行う協同緑化及び府・市町村が行う公共施設の緑化に対して、32万本の緑化樹を無償配付した。

また、堺市、茨木市に9600本の緑化樹を配付して市街地の緑の拠点となる小樹林地1.6ヘクタールを造成したほか、豊中市ほか22市町村に対して約17,000本の桜苗を配付し、「桜の苑」約60ヘクタールを造成した。

更に保安林整備事業、第2次林業構造改善事業、拡大造林などの森林造成、府行保全林の整備による緑地保全に努めた。